

那珂川町まほろばキャンプ場施設指定管理者募集要項

那珂川町では、那珂川町まほろばキャンプ場施設（以下「施設」という。）をより効果的・効率的に管理運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年那珂川町条例第14号）第2条第1項、及び第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の設置の目的

地域住民等の余暇活動及び教育的交流、野外教育の場を提供し、観光振興、町の活性化を図る。

2 指定管理の概要

(1) 業務名 まほろばキャンプ場施設指定管理

(2) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とします。

管理継続が適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(3) 管理基準及び業務内容

別紙「まほろばキャンプ場施設指定管理業務に関する仕様書」のとおり。

(4) 指定管理料 指定期間中に町が支払う委託料の上限額は、次のとおりとします。

また、指定期間中は災害等の特別な場合を除き増額しませんので、事業計画及び収支計画立案の際には注意してください。

令和5年度 2,250,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和6年度 2,250,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度 2,250,000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 施設の概要

まほろば キャンプ 場施設	管理棟	所在地	那珂川町小川3454番地12外
		構造	木造平屋建
		主な設備	事務室、休憩室、シャワー室、多目的トイレ
	キャンプ場	面積	5,700㎡
		設備	テントサイト9区画、オートサイト8区画
		バーベキューハウス	1棟
		その他の施設	トイレ等
	箒川リバー公園	面積	31,000㎡
	利用時間	午後1時から翌日10時まで。（日帰りバーベキュー利用、箒川リバー公園利用はこの限りではない）	
	休場日	年末年始、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日にあたる場合は翌日。）	

3 申請者の資格

申請者は、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる、栃木県内に主たる事務所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）。

なお、次に該当する法人等は申請することができません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

(2) 税金の滞納をしている者

(3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている者

- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としている者
- (5) 那珂川町暴力団排除条例（平成23年那珂川町条例第18号）第2条第1項第1号に規定する暴力団に該当する者

4 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。なお、様式第1号から様式第3号は、町のホームページの例規集からダウンロードしてください。また、追加資料の提出を求められることもあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年那珂川町規則第11号）様式第1号）
- (2) 定款、寄付行為その他これらに準ずる書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 施設の管理の業務に関する事業計画書（那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年那珂川町規則第11号）様式第2号）
 - ① 管理及び運営に関する経営方針
 - ・ 周辺地域の観光施設との関わり等総合的な基本方針
 - ・ 具体的な運営目標の設定及びその評価方法
 - ・ 施設の維持管理業務の実施方針
 - ② 管理及び運営に関する業務の実施計画
 - ・ 運営体制（業務を実施する基本的な勤務体制）
 - ・ 利用者サービス向上を図るための方策等
- (4) 施設の管理の業務に関する収支予算書（那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年那珂川町規則第11号）様式第3号）

※指定管理料の必要額を収入欄に明記すること。
- (5) 直近2事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (6) 地方消費税、市・町税の納税証明書（納税義務者でない場合、「未納の税金がないことの証明書」）

5 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施します。参加を希望される場合は、令和5年1月5日

(火) 午後5時までに産業振興課商工観光係まで、法人等の名称、代表者名、所在地及び電話番号をあらかじめ電子メール又はFAXで連絡ください。

- (1) 日 時 令和4年1月6日（金）午後2時から1時間程度
- (2) 場 所 まほろばキャンプ場施設（那須郡那珂川町小川3454番地12）

E-mail : kankou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

FAX : 0287-92-3081

6 質問事項の受付並びに回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年1月6日（金）から令和5年1月11日（水）まで（開庁日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 受付方法 まほろばキャンプ場施設指定管理者募集に係る質問書（別記様式第10号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。
- (3) 回答方法 質問事項の回答については、電子メール又はFAXで随時回答します。

7 申請書の提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 那珂川町役場産業振興課商工観光係
〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地
TEL 0287-92-1116 (直通)
- (2) 提出期間 令和4年12月27日(火)から令和5年1月27日(金)まで
(開庁日の午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 提出場所へ直接持参
- (4) 提出部数 正本1部、副本5部
- (5) 注意事項
- ① 提出書類はA4縦型横書きを基本として、ページ番号を付してください。
 - ② 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属しますが、町は指定管理者候補者の選定結果の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できることとします。
 - ③ 必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - ④ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる内容の変更は原則認めません。
 - ⑤ 申請書提出に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
 - ⑥ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
 - ⑦ 提出された書類は、必要に応じて複写します。
 - ⑧ 提出書類は返還しません。

8 指定管理候補者の選定方法

指定管理候補者の決定は、指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査報告を受けて町長が行います。

- (1) 選定委員会の審査方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成24年那珂川町条例第14号)第4条の選定基準等に基づき、書面審査、プレゼンテーション及び質疑を行います。
- (2) 選定委員会が審査した結果、指定管理候補者として適当な法人等が無いと判断する場合があります。
- (3) 審査の基準
- ① 事業計画書による施設の運営が利用者の平等を確保することができるものであること。
 - ア) 施設の設置目的に合致した理念・運営方針か。
 - イ) 施設の利用に関し、公平性を維持する考え方と方策か。
 - ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られ、指定管理料に反映しているものであること。
 - ア) サービスの向上を実現する具体的な計画か。
 - イ) 利用者増加に向けた具体的な計画か。
 - ウ) 指定管理業務と自主事業の両立は図られるか。
 - エ) 指定管理料、施設の利用料金等は適正か。
 - オ) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組みか。
 - カ) 経費の縮減が利用サービスの低下を招いてないか。
 - ③ 事業計画書に沿った施設の管理業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
 - ア) 施設の質を維持又は向上させるものであるか。
 - イ) 緊急時の対応等、安全管理に十分配慮しているか。
 - ウ) 収支予算書の内容と事業計画書の内容に整合性があり適正であるか。
 - エ) 法人等の財務状況は健全であり、業務遂行能力(事務処理能力、知識、経理能力、類似施設の管理実績等)が認められるか。
 - ④ 施設の管理業務に関して知り得た個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置が

講じられるものであること。

ア)個人情報保護についての配慮と必要な措置は明確か。

イ)管理体制、人員の配置計画は適正か。

9 無効又は失格

指定管理料の上限額を超える提案は、計画が優れていても審査の対象とならないので十分注意してください。なお、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期間等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 募集要項に違反又は著しく逸脱するもの。
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたもの。

10 選定委員会

令和5年1月末に実施する予定です。なお、当日にプレゼンテーションを予定しており、後日、各申請者宛て時間、場所について連絡いたします。

11 選定結果の通知

選定委員会の審査報告を受けて町長が決定した選定結果は、各申請者に文書で通知します。

12 指定管理者の決定及び協定の締結

指定管理者は、令和5年3月の那珂川町議会定例会の議決を経て指定します。また、議決後に町と指定管理者の間で協定を締結します。

13 その他

(1) 業務の引継ぎについて

指定管理者は指定期間の始期から円滑かつ支障なく、施設の管理運営ができるように、前管理者から引継ぎを受けることとします。

(2) 文書の管理保存について

指定管理者は、那珂川町文書取扱規定に準じて、指定管理業務を行うに当たり、作成し又は取得した文書等は、適正に管理・保存することとします。

(3) 情報公開について

指定管理者は、那珂川町情報公開条例に基づき、指定管理業務を行うに当たり、作成し又は取得した文書等で、指定管理者が保有しているものについて、情報の開示及び情報提供を行うことがあります。

14 問い合わせ先

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地
那珂川町役場産業振興課

電話：0287-92-1116 FAX：0287-92-3699

(別記様式第10号)

令和 年 月 日

まほろばキャンプ場施設指定管理者募集に係る質問書

法人、団体名等 (代表者名)	()
住 所	
電 話	
FAX 又は E-mail	
担当者所属・氏名	
○質問の要旨	
○質問の詳細	
○回答欄	

注) 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

送信先：那珂川町産業振興課

FAX : 0287-92-3081 E-mail:kankou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp